

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
15	H30.12.14	H30.12.21	有明アリーナ(仮称)(27)新築工事に係る実施設計時建築工事特記仕様書。ただし、木材に関する記載のあるページのみ	10	1															財務局建築保全部オリンピック・パラリンピック施設整備課	
16	H30.12.14	H30.12.21	有明アリーナ(仮称)(27)新築工事に係る実施設計時建築工事特記仕様書。ただし、木材に関する記載のあるページのみ	8	1					1										財務局建築保全部オリンピック・パラリンピック施設整備課	
17	H30.12.11	H30.12.21	大井ホッケー競技場(仮称)(29)新築及び改修その他給水衛生設備工事(その2)に係る、給水衛生設備工事別紙明細、共通仮設費(積上)明細及び共通仮設費(積上)共通費別紙明細	52	1															財務局建築保全部オリンピック・パラリンピック施設整備課	
18	H30.12.18	H30.12.25	都立多摩総合医療センター(29)ろ過設備その他改修工事の特記仕様書及び図面(発注図)	50	1															財務局建築保全部施設整備第一課	
19	H30.12.17	H30.12.26	(1)都立水元特別支援学校(30)改築空調設備工事 (2)都立東村山高等学校(30)改築給水衛生設備工事 その3 (3)都立府中東高等学校(30)校舎棟ほか改築給水衛生設備工事 共通費算定書及び見積比較表	53	1															財務局建築保全部施設整備第二課	
20	H30.12.18	H30.12.27	建築工事積算標準単価表(平成29年4月1日付) 電気設備工事積算標準単価表(平成29年4月1日付) 機械設備工事積算標準単価表(平成29年4月1日付)	763	1															財務局建築保全部技術管理課	
21	H30.11.2	H30.12.28	都立日野台高等学校(29)グラウンド改修工事 汚染土壌の区域外搬出届出書	33	1					1		1								(7条2号)個人の氏名、個人の住所、個人の電話番号及び携帯電話番号は、特定の個人を識別することができる情報であるため。 (7条4号)印影、個人の氏名、個人の住所、個人の電話番号及び携帯電話番号は、偽造等及び個人への不当な侵害等による犯罪を予防するため。	財務局建築保全部施設整備第二課
22	H30.11.2	H30.12.28	都立日野台高等学校(29)グラウンド改修工事 (1)土壌汚染対策法第12条第1項及び第2項に規定する届出書一式 (2)周辺環境保全対策として実施した基準不適合土壌の掘削作業中の周辺環境モニタリング結果					1												(1)土壌汚染対策法に基づく届出書は、当局では作成及び取得しておらず、存在しないため。 (2)当該工事においては、周辺環境モニタリングを実施しておらず、結果が存在しないため。	財務局建築保全部施設整備第二課
23	H30.11.2	H30.12.28	都立日野台高等学校(29)グラウンド改修工事 汚染土壌の区域外搬出届出書	33	1					1		1								(7条2号)個人の氏名、個人の住所、個人の電話番号及び携帯電話番号は、特定の個人を識別することができる情報であるため。 (7条4号)印影、個人の氏名、個人の住所、個人の電話番号及び携帯電話番号は、偽造等及び個人への不当な侵害等による犯罪を予防するため。	財務局建築保全部施設整備第二課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
24	H30. 11. 2	H30. 12. 28	都立日野台高等学校(29)グラウンド改修工事 (1)環境確保条例に基づく届出書(汚染拡散防止措置完了届出書を含む。) (2)お知らせ掲示板の記録となる写真				1											(1)環境確保条例に基づく届出書(汚染拡散防止措置完了届出書を含む。)は、実施機関では作成及び保有しておらず、存在しないため。 (2)お知らせ掲示板の記録となる写真は、工事竣工後、東京都教育委員会に引継ぎを済ませており、実施機関では保有していないため。	財務局建築保全部施設整備第二課	

表の見方

<決定区分>

・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにすることで、非開示情報を開示してしまうことになるためあるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定)条例7条>

・一部開示及び非開示について、東京都情報公開条例第7条各号のいずれを根拠として非開示としたのか、該当する項目に「1」を記入しています。

東京都情報公開条例第7条第1号：法令秘情報

第2号：個人情報

第3号：事業活動情報

第4号：犯罪の予防・捜査等情報

第5号：審議・検討又は協議に関する情報

第6号：行政運営情報

第7号：任意提供情報

第8号：特定個人情報

第9号：死者の個人番号

<公文書の件名>について

・特定の個人名、法人名又はそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。

・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

<総枚数>について

・他の開示決定と一体として決定を行っている場合は総枚数欄が空欄になります。